

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示
 項目 時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

本資料の目的

1. 時価の定義及びガイダンスに関しては、国際的な会計基準との整合性を確保する観点から、まずは IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)における時価の定義及びガイダンスに関する内容のうち開発する新基準の範囲に含まれる内容をすべて取り入れることとし、そのうえで実務に配慮することが考えられる項目がある場合には、別途の取扱いの定めを設ける等、当該項目への対応について追加的に検討することとしている。
2. 本資料では、IFRS 第 13 号の内容に加え、実務に配慮することが考えられる項目について審議を行うことを目的としており、第 135 回金融商品専門委員会 (2018 年 10 月 15 日開催) 及び第 394 回企業会計基準委員会 (2018 年 10 月 14 日開催) における審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

- 削除: 4
- 削除: 9
- 削除: 28
- 削除: 3
- 削除: 9
- 削除: 27

検討すべき項目

3. 今回の審議にあたっては、その他有価証券の時価としての期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額 (以下「月中平均価額」という。)の使用について、前回までの事務局の提案内容をもとに会計基準の文案の検討を行う。

その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用

(第 135 回金融商品専門委員会及び第 394 回企業会計基準委員会での審議内容)

4. 前回の審議において、その他有価証券の貸借対照表価額に月中平均価額を用いること及び外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場に期末前 1 か月間の平均相場を用いることを認めないことを提案している。また、減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めたらうで、減損損失の算定は期末日における時価によることを提案している。
5. 第 135 回金融商品専門委員会及び第 394 回企業会計基準委員会においては、減損損失の算定は期末日の時価とすることについて反対する意見もあったが、提案に賛成する意見が多く聞かれた。

文案の検討

(第 135 回金融商品専門委員会及び第 394 回企業会計基準委員会において提示した文案)

6. 第 135 回金融商品専門委員会及び第 394 回企業会計基準委員会においては、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」とする。)の本文、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品実務指針」とする。)、日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」(以下、「金融商品 Q&A」とする。)の修正文案について、以下のとおり提案を行った。
- (1) 金融商品会計基準の(注 7)について、その他有価証券の期末評価に月中平均価額を用いることができる旨の記載を削除する。一方で第 20 項の減損判定の部分に時価の著しい下落の判定に月中平均価額を用いることができる旨の記載を追加する。
 - (2) 金融商品実務指針においても同様にその他有価証券の期末評価に月中平均価額を用いることができる旨の記載を削除する。
 - (3) 金融商品 Q&A の Q32 について、減損処理に係る評価損の計上にあたって月中平均価額の適用が可能であることを確認する内容であるため、Q32 全体を削除する。

(第 135 回金融商品専門委員会及び第 394 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

7. 第 135 回金融商品専門委員会及び第 394 回企業会計基準委員会において以下の意見が聞かれている。
- (1) 金融商品会計基準の第 20 項に提案のような注釈を付すと、現行の基準下で減損判定において様々な合理的判断が認められる箇所にも、今後は月中平均価額しか使えなくなるといった捉え方をされる可能性があり、また現在期末日の時価を使っている企業が会計基準の変更として月中平均価額に変更することが可能であるかのように捉えられる可能性がある。そのため、従前から月中平均価額を用いていた場合には今後も継続することを妨げないという程度の記載に留めたほうがよいのではないかと。
 - (2) 金融商品会計基準の本文に月中平均価額の記載を行うことに問題があるのであれば、本文ではなく結論の背景に記載することでどうか。
 - (3) 金融商品会計基準に書き込むことに懸念があるのであれば、金融商品実務指針の第 91 項に減損の判定に関しては現行の実務が継続して認められる点を明記することでどうか。

審議事項(3)-2

- (4) 金融商品実務指針の第 91 項に、減損処理のどの部分に月中平均価額が使えるのかを分かりやすく記載していただきたい。

(修正後の文案)

8. 前項の意見に基づき、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」、日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」を以下のとおり修正することが考えられる。
9. また、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の修正案も併せて以下に示している。企業会計基準審議会「外貨建取引等会計基準」「外貨建取引等会計基準注解」には、その他有価証券に限らず金融商品全般の決算時の換算に用いる為替相場として、決算日の直物為替相場が異常である場合には、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算定された平均相場を用いることができる旨の記載があるが、今回の新基準は対象となる資産の時価の算定について定めることを目的としており、外貨換算に関しては別の論点であると考えられるため、当該規定は改正の対象とはしない。但し、その他有価証券について月中平均価額での期末評価を前提としている部分に関しては削除することを提案している。

なお、日本公認会計士協会の実務指針については、日本公認会計士協会で改正手続が行われることになるため、修正案が固まり次第、改正を依頼することを前提としている。

文案中では現行の基準からの削除を取消線で示し、追加を下線で示している。また、前回の提案からの変更箇所を変更履歴付きで示している。

金融商品に関する会計基準

(本文)

(中略)

18. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価(注7)をもって貸借対照表価額とし評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。
- (1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。
 - (2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得

審議事項(3)-2

原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。

~~(注7) その他有価証券の決算時の時価について~~

~~その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。~~

(中略)

20. 満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

22. 第20項及び第21項の場合には、当該時価及び実質価額を翌期首の取得原価とする。

(結論の背景)

(中略)

50-3.

平成20年改正会計基準は、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、すべての金融商品についてその状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図るために改正を行ったものである。

50-4. 平成XX年改正会計基準は、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表し、主として時価の定義を見直したことなど時価の算定に関する事項を改正した。これらの改正に伴い、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その価額が修正された時価の定義を満たさないことから削除した。

(中略)

75. 子会社株式や関連会社株式といった明確な性格を有する株式以外の有価証券であつて、売買目的又は満期保有目的といった保有目的が明確に認められない有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等から市場動向によっては売却を想定している有価証券まで多様な性格を有しており、一義的にその属性を定めることは困難と考えられる。

削除: (注X)

削除: (注X) 時価が著しく下落したときについて、著しく下落したときの判断には、原則として時価を用いるが、その他有価証券に関しては、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。

審議事項(3)-2

このような売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式のいずれにも分類できない有価証券（その他有価証券）については、個々の保有目的等に応じてその性格付けをさらに細分化してそれぞれの会計処理を定める方法も考えられる。しかしながら、その多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ、変遷していく面があること等から、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するものとして一括して捉えることが適当である。

76. ~~その他有価証券については、前述の評価基準に関する基本的考え方にに基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることとした（第18項参照）。ただし、第75項に述べたように、その他有価証券は直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、その他有価証券に付すべき時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額をもって期末の時価とする方法を継続して適用することも認められると考えられる。~~

（中略）

83. 従来、取引所の相場のある有価証券について、その時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとされている。また、取引所の相場のない株式については、その実質価額が著しく低下したときには相当の減額をすることとされている。このような考え方は、取得原価評価における時価の下落等に対する対応方法として妥当であると認められる。本会計基準においても、市場価格の有無に係わらせて、従来の考え方を踏襲することとした（第20項及び第21項参照）。
84. また、その他有価証券の時価評価について洗い替え方式を採っていることから、その時価が著しく下落したときには、取得原価まで回復する見込があると認められる場合を除き、当該銘柄の帳簿価額を時価により付け替えて取得原価を修正することが必要である。この場合には、当該評価差額を当期の損失として処理することとした（第20項から第22項参照）。

金融商品会計に関する実務指針

（本文）

（中略）

75. ~~金融商品会計基準（注7）では、「その他有価証券の決算時の時価は、原則として、~~

期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。」とされ、また一方、「ただし、継続して適用することを条件として、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。」とされている。ここで「期末前1か月の市場価格の平均」とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値又は気配値の単純平均値とする。なお、当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことが認められるが、每期継続して適用することが要件となる。

(中略)

時価のある有価証券の減損処理

91. 売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。第92項において同じ。）のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しなければならない（金融商品会計基準第20項）。なお、その他有価証券については、減損処理を行う際に減損処理の基礎となった期末日の時価により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正し、以後、当該修正後の取得原価と毎期末の時価とを比較して評価差額を算定することになる。

時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べ50%程度以上下落した場合には「著しく下落した」ときに該当する。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない。

上記以外の場合には、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とすることがどうかを判断する。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられる。

時価の下落について「回復する見込みがある」と認められるときは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日及び期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、高値・安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著し

く下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付の著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。上記の結果、回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券については、減損処理を行わなければならない〔設例5〕。

また、その他有価証券について、「著しく下落した」ときを判断するにあたっての時価の下落率の検討に際しては、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを妨げない。この期末前1か月の市場価格の平均とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値又は気配値の単純平均値とする。当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことができるが、每期継続して適用することが要件となる。

(結論の背景)

有価証券の減損処理

283-2. 時価又は実質価額が取得原価を大幅に下回ったことにより当期の純損益として評価損を認識する有価証券の減損について、取得原価の強制的な切下げを伴うことから、「強制評価減」と称されていた。

金融商品会計基準により、売買目的有価証券及びその他有価証券について、原則的に時価をもって貸借対照表価額とされ、毎期末に時価評価が強制されることとなった。本報告における「減損」は、この強制評価と区別するために、評価差額が純損益に計上される売買目的有価証券以外の有価証券に係る時価又は実質価額の著しい下落に伴って、当該時価又は実質価額を翌期首の取得原価とするために、取得原価を強制的に切下処理し、当該切下額を当期の損失として認識すべき場合を指す用語として用いることとした。

市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券の減損処理

284. 売買目的有価証券以外の時価のある有価証券について、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行わなければならないものとした。

さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、状況によっては時価の回復可能性がないとして減損処理を要する場合があることから、時価の著しい下落があったものとして、回復可能性の判定の対象とされることもある。この場合、時価の著しい下落率についての固定的な数値基準を定めることはできないため、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判定するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断するものとした。

削除: また、金融商品会計基準(注X)では、「著しく下落したときの判断には、原則として時価を用いるが、その他有価証券に関しては、継続して適用することを条件として、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。」とされているが、ここで「期末前1か月の市場価格の平均」とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値又は気配値の単純平均値とする。当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことが認められる。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね 30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられるとした。これは、その程度下落率は、発行会社の業績の悪化ではなく市場要因などによって生ずることがあり、したがって、容易に時価が取得原価の水準にまで回復することがあると考えられるからである。しかしながら、たとえ 30%未満の下落率であっても、発行会社の業績の悪化や信用リスクの増大などによって生ずることもあるため、30%未満の下落率を合理的な基準として設定することを妨げない。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定することができるものとする。恣意性を排除するために、「合理的な基準」については文書をもって設定しておき、每期継続的に適用することが必要である。また、設定した「合理的な基準」については、その内容を注記において説明することが望ましい。

個々の銘柄の有価証券のうち合理的な基準に該当するものについては、時価の回復可能性の判定を行い、減損処理の要否を決定しなければならない。

株式の場合の回復可能性については、当該銘柄に回復する見込みがあるとする合理的な根拠を示し得ることが必要であるとし、漠然とした回復可能性の期待に依拠した楽観的な判断は認めないこととした。第 91 項では、時価が回復する見込みがあるとは認められない状況を例示しているが、これらの状況は通常回復する見込みが少なくと一般的に考えられる例示であるので、十分な根拠に基づいて反証できるのであればこの限りではない。例えば、保有株式についての時価の下落が、特定の銘柄について、対象会社固有の要因や当該会社が属する業界や地域などに特有の要因で変動が生じているものであれば、個別に回復可能性の判定を行うべきであるが、短期的な景気循環や市場における金利や為替等の諸要因の変動によって、おおむね株式市場全体について生じている場合などで、固有の変動要因等がない銘柄については回復する見込みがあると通常は判断できる。

一方、債券の場合の回復可能性については、下落の原因により判定することとし、単に市場金利の上昇に起因し、保有期間中いずれ時価の下落が解消する見込みがある場合には回復可能性があると認め、他方、信用リスクの増大に起因する場合には、十分な根拠に基づいて反証ができる場合を除き、回復可能性はないと判断するものとした。

平成●●年に金融商品会計基準が改正されたことによって、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めは削除されたが、平成●●年の金融商品会計基準の改正は時価の算定方法を変更するものであり、減損を行うか否かの判断基準を変更するものではないため、減損処理における時価の下落率の判断にあたっては、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取り扱いを踏襲するものとした。

金融商品会計に関する Q&A

(中略)

Q32: 時価のある其他有価証券について、減損処理に係る評価損計上に当たり、時価として「期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額」を適用することができるでしょうか。

A: その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされていますが、継続適用を条件として、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできるとされています(金融商品会計基準(注7))。この取扱いは、洗替処理が前提となる評価差額を算定するためのものですが、減損処理に係る評価損を計上する場合にも、この選択・適用が認められます。減損処理においては、原則として、期末日の市場価格に基づく価額又は市場価格のないものについては合理的に算定された価額をもって時価としなければなりません。その他有価証券の貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用している場合であり、かつ、継続適用している場合に限り、当該平均価額によることのできるものと解されます。

なお、貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって平均価額を適用している会社が、減損処理を期末日の時価で行った場合に、減損処理を行ったその他有価証券について、当該決算期では、改めて平均価額に基づく時価をもって貸借対照表価額として評価差額を認識すべきではありません。したがって、平均価額に基づく時価の適用は、減損処理を行った翌期末(中間期末を含みます。)から行われることとなります。

(中略)

Q37: 金銭の信託で保有する有価証券と自己で直接保有する有価証券の会計処理方法が相違していても、それぞれが認められている方法であり、継続的に適用されている場合には、問題ないのでしょうか。

A: 有価証券には、複数の会計処理方法が認められている項目があります。例として、有価証券の売買の認識基準(約定日基準・修正受渡日基準)、売買目的有価証券における評価損益の翌期の処理(切放し法・洗替え法)、償却原価法(利息法・定額法)その他の有価証券の市場価格(期末日・期末前1か月の平均)等です。金銭の信託で保有する有価証券の会計処理方法は、自己で直接保有する有価証券の会計処理方法と合わせる必要

です。しかしながら、金銭の信託で保有する有価証券の会計処理は、受託者のシステム対応上の制限から、必ずしも委託者(受益者)の期待する方法を採用できないこともあり得ます。このような場合には、継続適用を条件として、信託契約ごとに会計処理方法が異なることも認められます。

外貨建取引等の会計処理に関する実務指針

(本文)

(中略)

決算時の為替相場としての平均相場(注解(注8))

11. 注解(注8)によれば、「決算時の直物為替相場としては、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができる。」とされている。決算時の為替相場としての平均相場の適用は、無条件に認められているのではなく、決算日前後の為替相場の変動状況から判断して、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合にのみ、その適用が認められる。

平均相場の算定期間として認められる「決算日の前後一定期間」とは、決算日を含むおおむね1か月以内をいうが、為替相場の変動の推移、外貨建金銭債権債務残高及びその決済日等を考慮して合理的に判断して決定すべきものである。

外貨建金銭債権債務に決算時の為替相場として平均相場を適用した場合には、決算日の直物為替相場と決算時の為替相場として適用した平均相場を、財務諸表等に注記しなければならない。

在外支店の財務諸表項目の換算に適用する決算時の為替相場は、原則として本店等において外貨建金銭債権債務等の換算に適用する為替相場と同一でなければならない。

なお、金融商品会計基準(注7)では、「その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。」とされているが、~~その他有価証券の決算時の時価として期末前1か月間の時価の平均価額を用いる場合には、原則として期末前1か月間の平均相場により換算する。ただし、継続して適用することを条件として、決算時の直物為替相場により換算することができる。~~

(中略)

時価のある外貨建有価証券の評価額の引下げ(一 2 (1) ③ 二)

19. 外貨基準一 2 (1) ③ 二により、時価のある外貨建有価証券について評価額の引下

げが求められる場合には、外貨建ての時価を決算時の為替相場により円換算し、この場合に生じる換算差額は当期の有価証券の評価損として処理する。

また、金融商品会計基準第20項では、「満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされている。また、「著しく下落した」かどうか、及び「回復する見込がある」かどうかは金融商品会計実務指針第91項に従い判断することになるが、外貨建て有価証券の場合、この「著しく下落した」かどうかは、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。

なお、外貨建ての他有価証券のうち債券について、時価の著しい下落は生じていなくても、円相場の著しい上昇により、円換算後の金額が著しく下落するときには、外貨建ての時価を決算時の為替相場により円換算し、この場合に生じる換算差額を当期の損失として処理する。

(結論の背景)

(中略)

決算時の為替相場としての平均相場（注解（注8））

55. 注解（注8）によれば、「決算時の直物為替相場としては、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができる。」と規定されている。この規定に関し、決算時の為替相場として決算日の直物為替相場が原則であり平均相場は例外として認められるという見解と、平均相場の適用が正しいという見解がある。前者の見解においては、決算時の為替相場で円貨へ換算する項目は、全て外貨により時価で示されているため、その円貨への換算には決算日の直物為替相場の適用が理論的であること及び直物為替相場は客観的資料であり、そこに恣意性が入る余地がないことを論拠としている。これに対し後者の見解においては、変動相場制における為替相場は不確定なので、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合にまで決算日の直物為替相場の適用を強制することは妥当でないと考え、外貨により決算時の時価で評価されている項目の円貨への換算は、その決済時の為替相場で換算することによってそれらを円貨による現在価値で評価することになるが、決済時の為替相場の正確な予測は不可能であるから、決算日前後一定期間の平均為替相場は、この予測為替相場を代替するものといえるという論拠に立つものである。

決算日の直物為替相場が異常なものでない限り、それを決算時の為替相場とすることは、客観的な為替相場で決算日現在の外貨による時価をそれと同じ時点の為替相場

で換算することになり合理的であるといえる。この場合、決算日前後一定期間の平均相場は、決算日の為替相場が異常なものであるか否かの判断材料として使用される。その結果、決算日の直物為替相場が異常と判断された場合には、決算時の為替相場の代替として平均相場を適用することができる。

「決算日の前後一定期間」がどの程度の期間を指すかは、決算日前後の為替相場の変動の推移、外貨建金銭債権債務の残高、決済日までの期間等を考慮して決定する必要がある、各企業が合理的に判断すべきものである。しかし、上述のごとく平均為替相場が直物為替相場を補完するものであると解される以上、その期間はそれほど長期間にわたるべきではないと解される。

また、決算日前後の為替相場の変動の推移等を考慮して決算日の直物為替相場が異常なものと認められた場合に限り、平均為替相場の適用が認められるものである以上、決算時の為替相場として適用する為替相場の決定は事実認識の問題であり、継続性が要求される会計方針の選択の問題ではないと考えられる。

~~なお、その他有価証券の決算時の時価として、継続適用を条件に期末前1か月間の時価の平均に基づいて算定された価額を用いることが認められているが、これはその他有価証券に係る時価変動の影響を緩和する観点から認められたものであると考えられるため、この場合には原則として期末前1か月間の平均相場により換算することとした。ただし、継続して適用することを条件として、決算時の直物為替相場により換算することができることとした。~~

(中略)

時価のある外貨建有価証券の評価額の引下げ(一 2 (1) ③ 二)

62. 満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち時価のある外貨建有価証券について減損処理が必要かどうかの判断は、時価が著しく下落したかどうか、かつ、回復する見込みがあると認められるかどうかにより行うことになる。この時価が著しく下落したか否かの判断は、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断することとした。

なお、外貨建その他有価証券のうち債券について、時価は著しく下落していないが、急激な円高により償還円貨額に重要な為替差損の発生が見込まれる場合に、当該換算損を当期の損失として処理すべきとの考えから、円相場の著しい上昇により、円換算後の金額が著しく下落するときには、外貨建ての時価を決算時の為替相場により円換算した結果生じる換算差額を当期の損失として処理することとした。

審議事項 (3)-2

ディスカッション・ポイント

上記の修正文案について、ご意見をいただきたい。

以 上

別紙1 金融商品Q & A Q32の抜粋

市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券の減損処理

第91項

Q32: 時価のあるその他有価証券について、減損処理に係る評価損計上に当たり、時価として「期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額」を適用することができるでしょうか。

A: その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされていますが、継続適用を条件として、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできるとされています（金融商品会計基準（注7））。

この取扱いは、洗替処理が前提となる評価差額を算定するためのものですが、減損処理に係る評価損を計上する場合にも、この選択・適用が認められます。減損処理においては、原則として、期末日の市場価格に基づく価額又は市場価格のないものについては合理的に算定された価額をもって時価としなければなりません。その他有価証券の貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用している場合であり、かつ、継続適用している場合に限り、当該平均価額によることができるものと解されます。

なお、貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって平均価額を適用している会社が、減損処理を期末日の時価で行った場合に、減損処理を行ったその他有価証券について、当該決算期では、改めて平均価額に基づく時価をもって貸借対照表価額として評価差額を認識すべきではありません。したがって、平均価額に基づく時価の適用は、減損処理を行った翌期末（中間期末を含みます。）から行われることとなります。

別紙2 月中平均価額の使用に関するこれまでの審議内容

(第133回金融商品専門委員会及び第392回企業会計基準委員会において提示した分析及び提案)

- これまでの審議では、月中平均価額は、IFRS第13号における公正価値の定義を満たさないものの、現行の日本基準と同様に、その他有価証券に対する月中平均価額の使用を例外的に認めるべきであるとの意見が聞かれた一方、時価についてIFRS第13号との整合性を図ることを前提とするならば、その他有価証券に対する月中平均価額の使用が認められないことは理解できるとの意見も聞かれている。
- なお、これまでの審議にて求められた月中平均価額を用いている企業のその属する業種内に占める割合について、我が国の上場企業におけるその他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価としての月中平均価額の使用は、次のとおりであり¹、金融・保険業に多くみられるものの、その他の業種への広がりは限定的である。

業種	月中平均価額の 使用上場企業数	上場企業数	上場企業の 使用割合	備考
建設業	4	167	2.4%	
製造業	34	1,462	2.3%	※2
運輸・情報通信業	6	532	1.1%	
商業	12	672	1.8%	※1、※2
金融・保険業	27	177	15.3%	※1、※2
不動産業	2	125	1.6%	
サービス業	4	426	0.9%	
その他の業種合計	1	42	2.4%	
総計	90	3,603	2.5%	

※1：EDINETで抽出した月中平均価額を使用している非上場企業（上場企業の連結子会社を含む。）は、上表に含めていない。また、保険相互会社についても、月中平均価額を使用している企業があるが、上表に含めていない。

※2：IFRS任意適用企業で個別財務諸表にのみ月中平均価額を使用している企業も上表に含めている。

- まず、その他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価については、現行の日本基準に

¹ EDINETで2017年7月1日から2018年6月30日までに提出された有価証券報告書のうち、月中平均価額を使用している企業を抽出し、上場企業（企業グループ）を基礎として集計している。また、業種は証券コード協議会の大分類を使用している。

なお、上場企業及び保険相互会社において、その他有価証券の減損処理について月中平均価額を用いていることを開示しているのは1社、その他有価証券の換算において期末前1か月の平均相場を使用していることを開示しているのは1社であった。

審議事項(3)-2

において、その他有価証券の時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、例外的に月中平均価額の選択が認められているが、月中平均価額はIFRS第13号の公正価値の定義と合致しないため、この使用を認める場合には、国際的な会計基準との整合性が図られないこととなると考えられ、また、財務諸表の比較可能性を損なわせる可能性があると考えられる。

4. なお、現行の日本基準における外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場については、決算時の時価として月中平均価額を用いる場合に、期末前1か月間の平均相場と決算時の直物為替相場の選択適用が認められている。この点、外貨建取引実務指針の結論の背景において、決算時の時価として月中平均価額を用いることは、その他有価証券に係る時価変動の影響を緩和する観点から認められたものであると考えられるため、決算時の時価として月中平均価額を用いる場合には原則として期末前1か月間の平均相場により換算することとしたとされている(外貨建取引実務指針第55項)²。

そのため、その他有価証券の貸借対照表価額について月中平均価額を用いることを認めない場合には、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用も認めないことが考えられる。

5. 次に、現行の日本基準におけるその他有価証券の減損処理は、その他有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き求められるものであるが、この考え方は、取得原価評価における時価の下落等に対する対応方法として妥当であるとされている(金融商品会計基準第20項及び第83項)。

ここで、減損処理においては、時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、「著しく下落した」ときに該当するとされ、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行うこととされている。それ以外の場合には、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断することとされている(金融商品実務指針第91項)。

6. 前項の著しく下落したときに用いられる時価は時価のある有価証券に対する減損判定

² また、現行の日本基準において、金融商品の換算に用いる決算時の直物為替相場として、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができるとされている(「外貨建取引等会計処理基準注解」(注8))。これについては、無条件に認められているのではなく、決算日前後の為替相場の変動状況から判断して、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合にのみ認められるとされている(外貨建取引実務指針第11項)。

審議事項(3)-2

のための1つのトリガーであり、企業によって「著しく下落した」ときの合理的な基準を設けることを認めているため、月中平均価額を「著しく下落した」ときの判定に使用することは、減損判定の趣旨を歪めるものでない場合は、直接的に否定されるものではないと考えられる。

7. 一方、金融商品会計基準では、「時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされており、仮に減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めた場合であっても、減損損失の算定は期末日における新基準に基づく時価によることとなる。両者が整合しないことについてどう考えるか。

(第134回金融商品専門委員会及び第393回企業会計基準委員会において提示した分析及び提案)

8. 第392回企業会計基準委員会及び第133回金融商品専門委員会の審議では、事務局の提案である、その他有価証券の貸借対照表価額については月中平均価額を用いることを認めないこととし、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用も認めないことについて、貸借対照表価額につき月中平均価額を用いる余地がないかとの異論も聞かれたものの、貸借対照表価額に算定日の時価を用いることについて、その他は大きな異論はなかったものと考えられる。
9. また、金融商品会計基準に記載のある減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めた場合であっても、減損損失の算定は期末日における新基準に基づく時価によるものとした場合、両者が整合しなかったとしても許容できるのではないかとの意見が聞かれた。
10. 第13項と第14項の意見を踏まえ、その他有価証券の貸借対照表価額については月中平均価額を用いること及び外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用を認めないこととしながらも、減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めたらうえて、減損損失の算定は期末日における時価によるものとするのが考えられるかどうか。

(第135回金融商品専門委員会及び第394回企業会計基準委員会において提示した分析及び提案)

11. 第393回企業会計基準委員会及び第134回金融商品専門委員会の審議では、その他有価証券の貸借対照表価額に月中平均価額を用いること及び外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場に期末前1か月間の平均相場を用いることを認めないことを提案

審議事項(3)-2

している。また、減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めたとうえで、減損損失の算定は期末日における時価によることを提案している。

12. 第134回金融商品専門委員会及び第393回企業会計基準委員会においては、提案に賛成する意見が多く聞かれたが、次のような意見も聞かれた。

(1) 減損判定に月中平均価額を用いたときは、減損損失の測定についても月中平均価額を用いるべきではないか。現行の実務においては期末日の時価と月中平均価額の双方が認められているが、実務において不都合は生じておらず、片方の実務を禁止する理由付けがない。また、IFRSにおいては株式の減損という考え方も存在しないため、国際的な整合性を取るという意味合いも低い。

(2) 減損判定における月中平均価額の利用は、あくまでも合理的な基準として認められる一例であって、場合によってはもう少し長い期間の平均価格を利用することも考えられる。

第12項の(1)の意見について

13. 金融商品に関する会計基準では、減損損失の測定について、「時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされており、減損損失の算定に月中平均価額を使用しながら、貸借対照表価額について算定日の時価を用いる場合、月中平均価額と算定日の時価との差額をどう処理するかが問題となる。仮にその差額をその他の包括利益するような会計処理を採用した場合、現行の金融商品に関する会計基準の取扱いを大幅に変えることとなり、例外的な現行の会計処理を踏襲するために、そこまでの改正を行うことは適切ではないと考えられる。
14. 第4項の取扱いによると、減損判定の際に月中平均価額の利用を認めたとうえで、減損損失の算定は期末日の時価を用いることとなり両者が整合しないこととなるが、これまでの審議において、貸借対照表価額について算定日の時価を用いることとし国際的な会計基準との整合性を図ることを重視する事務局の提案に対して賛成する意見が多く聞かれている。

第12項の(2)の意見について

15. 別紙2第6項に記載したとおり、著しく下落したときに用いられる時価は時価のある有価証券に対する減損判定のための1つのトリガーであり、企業によって「著しく下落した」ときの合理的な基準を設けることを認めているため、月中平均価額を「著しく下落した」ときの判定に使用することは、減損判定の趣旨を歪めるものでない場合は、直接的に否定されるものではないと考えられる。

審議事項(3)-2

16. ただし、それらは現行の会計処理を踏襲することを容認するものであって、平均価額を算定する期間を延ばすなど新しい規定を定めることを意図するものではないため、「もう少し長い期間の平均価格」を認めることは適切ではないと考えられる。

事務局提案

17. 事務局提案を変更しないこととしてはどうか。

以 上